

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 業務規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 6
- ・ 取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表 7
- ・ 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表 8
- ・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正
新旧対照表 12
- ・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の施行規則の一部改正新旧対照表 13

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>指数先物取引</u>」という。)に係る約定指数(当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>指数オプション取引</u>」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「<u>指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け</u>」という。)</p> <p>a 売方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の<u>有価証券</u>(当該<u>有価証券</u>の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引</p> <p>b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株価指数</u>に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>株価指数先物取引</u>」という。)に係る約定指数(当事者があらかじめ<u>株価指数</u>として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と<u>株価指数</u>との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で<u>株価指数</u>に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>株価指数オプション取引</u>」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「<u>株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け</u>」という。)</p> <p>a 売方<u>株価指数</u>先物取引(<u>株価指数</u>先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の<u>株価指数</u>の数値をいう。以下同じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の<u>株券</u>(当該<u>株券</u>の価額の合計額の変動が当該<u>株価指数</u>先物取引に係る<u>株価指数</u>の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引</p> <p>b 買方<u>株価指数</u>先物取引(<u>株価指数</u>先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる</p>

有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引（これに準ずる取引で指数オプション取引について行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 売方指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方指数先物取引の取引契約残高（これと対当する買方指数先物取引の取引契約残高及び当該売方指数先物取引と同一の指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。）の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

b 買方指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

指数の変動への近似を保つために有価証券の買

複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引（これに準ずる取引で株価指数オプション取引について行うものを含む。）に係る買付け（次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高（これと対当する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。）の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買

付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、有価証券の売付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「有価証券プットオプション」という。）又は有価証券の買付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「有価証券コールオプション」という。）に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け（次条第13号において「有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 有価証券オプション取引（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により有価証券プットオプションを取得し又は有価証券コールオプションを付与している場合

当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる有価証券の数量（当該有価証券プットオプションを付与し又は当該有価証券コールオプションを取得している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る次条第12号 a に掲げる取引により有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

b 有価証券オプション取引により有価証券プットオプションを付与し又は有価証券コールオプションを取得している場合であって、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使

付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。）又は株券の買付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。）に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け（次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 株券オプション取引（株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量（当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号 a に掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券オプション取引により株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることと

することにより買い付けることとなる有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の数量の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(12)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52条)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 有価証券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 有価証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与するとともに、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

b 有価証券プットオプションの付与及び有価証券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売(決済が未了である約定についての反対の取引をいう。)を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券

なる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52条)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9) (略)

(10) 株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与するとともに、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションの付与及び株券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売(決済が未了である約定についての反対の取引をいう。)を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買

券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(13) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

(14)・(15) (略)

付けを行う取引

(13) 株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

(14)・(15) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(復活のための売買)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>有価証券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>有価証券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(復活のための売買)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>株券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>株券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取消料)</p> <p>第4条の2 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る定率負担金の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(取消料)</p> <p>第4条の2 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る定率負担金の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>2 (略)</p>

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、指数（国内の金融商品取引所に上場されている多数の<u>有価証券</u>の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「<u>指数先物取引</u>」という。）指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「<u>指数オプション取引</u>」という。）及び指数に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、指数の数値又は指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 現物市場とは、<u>有価証券</u>の売買のために国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場をいう。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>有価証券オプション</u>等とは、<u>有価証券オプション</u>（上場<u>有価証券</u>の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場等において行われる類似の取引を含む。）及び店頭オプション取引の対象となる<u>有価証券オプション</u>並びに当該<u>有価証券オプション</u>に類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）あらかじめ定められた方法に従い上場<u>有価証券</u>の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場<u>有価証券</u>の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。</p> <p>7 裁定取引とは、指数先物取引に係る約定指数の水準と指数の水準の関係を利用して行う取引で、指数先物取引の売付け若しくは買付け又は最終決済を行うとともに、その取引契約金額に相当する額の銘柄の異なる複数の<u>有価証券</u>（当該<u>有価証券</u>の価額の合計額の変動が指数先物取引の対象である指数の変動に近似するよ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、<u>株価指数</u>（国内の金融商品取引所に上場されている多数の<u>株券</u>の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「<u>株価指数先物取引</u>」という。）<u>株価指数</u>に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「<u>株価指数オプション取引</u>」という。）及び<u>株価指数</u>に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、<u>株価指数</u>の数値又は<u>株価指数先物取引</u>の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>株式現物市場</u>とは、<u>株券</u>の売買のために国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場をいう。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>株券オプション</u>等とは、<u>株券オプション</u>（上場<u>株券</u>の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場等において行われる類似の取引を含む。）及び店頭オプション取引の対象となる<u>株券オプション</u>並びに当該<u>株券オプション</u>に類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）あらかじめ定められた方法に従い上場<u>株券</u>の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場<u>株券</u>の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。</p> <p>7 裁定取引とは、<u>株価指数先物取引</u>に係る約定指数の水準と<u>株価指数</u>の水準の関係を利用して行う取引で、<u>株価指数先物取引</u>の売付け若しくは買付け又は最終決済を行うとともに、その取引契約金額に相当する額の銘柄の異なる複数の<u>株券</u>（当該<u>株券</u>の価額の合計額の変動が<u>株価指数先物取引</u>の対象である<u>株価指数</u>の変動</p>

うに選定したものに限る。)の売付け又は買付けを行う取引(これに準ずる取引で指数オプション取引を利用して行うものを含む。)をいう。

(二つの市場にまたがる取引等に関する行為)

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引(実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。)等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 派生商品を有する者が、当該派生商品の最終決済若しくは権利行使等を自己に有利に行うため、又は、派生商品の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けることを防ぐため、現物市場における取引又は派生商品市場における指数先物取引を行うことにより、意図的に指数若しくは指数先物取引の値段を変動させ、又は、指数若しくは指数先物取引の値段の上昇若しくは低下を防ぐ行為

(6) 有価証券オプション等を有する者が、権利行使若しくは証拠金の算定等を自己に有利に行うため、又は、有価証券オプション等の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けること等を防ぐため、当該有価証券オプション等の対象である上場有価証券の売買を行うことにより、意図的に当該上場有価証券の値段を変動させ、又は、当該上場有価証券の値段の上昇又は低下を防ぐ行為

(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 派生商品と上場有価証券

(2)・(3) (略)

(4) 有価証券オプションと当該有価証券オプションの対象である上場有価証券

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為を

に近似するように選定したものに限る。)の売付け又は買付けを行う取引(これに準ずる取引で株価指数オプション取引を利用して行うものを含む。)をいう。

(二つの市場にまたがる取引等に関する行為)

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引(実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。)等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 派生商品を有する者が、当該派生商品の最終決済若しくは権利行使等を自己に有利に行うため、又は、派生商品の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けることを防ぐため、株式現物市場における取引又は派生商品市場における株価指数先物取引を行うことにより、意図的に株価指数若しくは株価指数先物取引の値段を変動させ、又は、株価指数若しくは株価指数先物取引の値段の上昇若しくは低下を防ぐ行為

(6) 株券オプション等を有する者が、権利行使若しくは証拠金の算定等を自己に有利に行うため、又は、株券オプション等の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けること等を防ぐため、当該株券オプション等の対象である上場株券の売買を行うことにより、意図的に当該上場株券の値段を変動させ、又は、当該上場株券の値段の上昇又は低下を防ぐ行為

(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 派生商品と上場株券

(2)・(3) (略)

(4) 株券オプションと当該株券オプションの対象である上場株券

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為を

いうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）

a～d（略）

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）

a（略）

b 当該有価証券の発行者が発行する有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における当該有価証券の買付けを成立させることができる有価証券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該有価証券の売付けを成立させることができる有価証券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者

いうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。）内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為

a～d（略）

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為

a（略）

b 当該有価証券の発行者が発行する株券の売買に係る有価証券オプション取引における当該株券の買付けを成立させることができる株券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該株券の売付けを成立させることができる株券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者からの受託を除く。）

からの受託を除く。)

付 則

この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び
受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(復活のための売買)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から終値特例第12条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>有価証券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>有価証券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(復活のための売買)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から終値特例第12条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>株券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>株券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・
貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(復活のための売買)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から相対交渉特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>有価証券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>有価証券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(復活のための売買)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から相対交渉特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>株券</u>オプション取引の権利行使により成立する対象<u>株券</u>の売買の決済のための売買</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>